

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

令和7年6月6日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
重成 麻利

記

1. 公募に付する事項

本業務は、「事案対処用ネットワーク基盤」について、下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が2者以上あれば競争入札を行うものとし、当該申込者が1者であれば随意契約を行うことを予定している。

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

- (4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (6) 警察庁が必要とする秘密の保全に関し、保全設備・規則の整備、秘密保全に関する教育、保管管理及び方法、情報セキュリティ、営業方針等の項目について、適正に履行できる者であること。

- (7) 別途示す秘密保持契約を締結すること。

3. 公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等

- (1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館内 警察庁サイバー警察局サイバー企画課庶務係

電話番号 03-3581-0141（代表）

- (2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年6月18日（水） 17時00分

上記(1)に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

- (3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語

日本語に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ

- (3) 資格等に関する書類は返還しない。

関係者各位

令和7年6月6日
警 察 庁

指名競争入札に参加する者に必要な資格等について
調達件名「事案対処用ネットワーク基盤」については、指名競争入札を予定
しているところ、参加に必要な資料等の提出をお願いいたします。

記

1 提出資料

- (1) 参加意思確認書 1部
- (2) 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)の写し 1部
「物品の製造」のA、B又はCの等級に格付けされていることを証明する資料
- (3) 秘密保全に関する書類 1部
次の事項が確認できる書類
 - ① 保全施設を証明できる書類(図面、写真等で場所を特定)
 - ② 保全に関する社内規則
 - ③ 関係者名簿(役職、氏名、国籍)
 - ④ 保全に関する教育状況
 - ⑤ 書類及び電子ファイル等の保管管理方法、廃棄方法
 - ⑥ 情報セキュリティ
 - ⑦ 製品の営業方針

※ 各確認事項は、別添「秘密保全項目」を確認するので、各項目内容が確認ができる資料を提出願います。
- (4) 秘密保持契約書 2部
別添「秘密保持契約書」に記名し提出願います。
- (5) 関係者名簿 1部
別添「関係者名簿」に記名し提出願います。

2 提出先

東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館 警察庁サイバー警察局サイバー企画課庶務係
03-3581-0141 (代表)

3 提出期限

令和7年6月18日(水) 17時00分

参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

「事案対処用ネットワーク基盤」の事項に係る参加意思確認資料について、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違いないことを誓約します。

記

- ・ 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
- ・ 秘密保全に関する書類

秘密保全項目

保全施設	定まった堅固な建造物が設けられている。	
	警備員等による常駐警備又は機械警備がされている。	
	関係者以外の立入を厳しく制限できる。	
社内規則	当庁との入札、契約に関する資料、物件が秘密として明確に定義されている。	
	秘密保全責任者が選任され、秘密保全に関する責任が明記されている。	
	秘密として定義されたもの（以下秘密保全対象と記載）は、帳簿により管理し、漏えいを防するために、複製、写真撮影を禁止し、厳正に管理することが明記されている。	
関係者名簿	秘密保全責任者を初めとする秘密保全関係者の名簿が作成されている（役職・氏名・国籍）。	
教育状況	秘密保全責任者等による秘密保全教育が原則として月 1 回以上実施されている。	
保管管理	秘密保管区域を設定し、秘密保全関係者以外の立入が禁止されている。	
	秘密保全対象が、秘密の区分、登録番号等の表記がされ、帳簿により管理されている。	
	秘密保全対象が、金庫又は施錠できる鋼鉄製の保管庫に入れて保管されている。	
	不要となった秘密保全対象は、シュレッダー等を用いて廃棄する等、漏えい防止措置がされている。	
	秘密保全対象を送達する際は、秘密保全のための対策が十分に施されている。	
	秘密保全責任者によって、帳簿に基づき、毎月 1 回以上秘密対象の管理、返納、廃棄その他の秘密保全状況について点検が行われている。	
情報セキュリティ	秘密保全対象を電磁的記録媒体にて保管する際は、外部から接続できない媒体に保存している又は、不正アクセス、情報漏えいを防止するための高度な情報セキュリティ対策が施されている。	
営業方針	調達物件が一般品の場合	秘密保全対象について、警察庁又は都道府県警察との契約事実を明らかにして営業活動が行われていない。
		秘密保全対象が、会社概要、ホームページ、パンフレット等に警察庁又は都道府県警察との契約事実を明らかにして記載されていない。
	調達物件が警察庁特注品の場合	秘密保全対象について、警察庁又は都道府県警察以外への営業活動が行われていない。
		秘密保全対象が、会社概要、ホームページ、パンフレット等に記載されていない。

秘密保持契約書

警察庁サイバー警察局サイバー企画課（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、甲から乙へ開示される秘密情報（以下「秘密情報」という。）
に関して、以下のとおり合意し、秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲が入札を実施するのに際し、その参加者を選考するために開示される秘密情報の取扱いを定めることを目的とする。

（秘密情報の定義）

第2条 本契約における秘密情報とは、乙が入札参加を検討するために甲から開示された入札条件、仕様書その他関係する書類・媒体に含まれる情報をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 乙が開示を受けたときに既に公知の情報
- (2) 法令により開示することが義務付けられた情報。ただし、当該法令に従い開示する場合に限る。

（秘密情報の保持および管理）

第3条 乙は、開示された秘密情報を善良なる管理者の注意をもって、使用、管理及び保管すること。また、秘密情報の複写及び複製を行ってはならない。

2 乙は、甲の承認を得ることなく秘密情報を自己の役員及び従業員以外の第三者に秘密情報を開示してはならない。ただし、やむを得ず秘密情報を第三者へ開示する場合には、開示先、開示期間及び開示内容について書面で提出し、甲の承認を受けなければならない。また、開示に当たり乙は当該第三者に対し、本契約と実質的に同じ内容の秘密保持義務を課さなければならない。

（秘密情報の返還）

第4条 乙は、開示された秘密情報の記載のある資料(電子媒体を含む。)については、本契約が期間満了又は解除により終了した場合、若しくはその使用目的が終了次第、速やかに甲に返却するものとする。また、甲から、秘密資料の破棄、抹消等を求められた場合、乙はその指示に従うものとする。

（属性要件に基づく契約解除）

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人

である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第6条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第7条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第8条 乙は、下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下

請負人等との契約を解除しないとき、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(監査)

第9条 甲は、必要があると認めたときは、秘密情報の管理状況について監査員を派遣して、監査することができるものとする。

2 前項の結果、改善が必要と認められた場合、甲は乙に対して必要な措置を求めることができるものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、本契約に違反して秘密情報を漏洩した場合、これにより甲が被った全ての損害（弁護士費用を含む。）を賠償するものとする。

また、この場合、甲は、何ら催告を要せず、本契約を直ちに解除することができるものとする。

(本契約の有効期間)

第11条 本契約の有効期間は、本契約締結日から入札までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条、第3条、前条及び次条の規定は、入札後10年間効力を有するものとする。

(準拠法・合意管轄)

第12条 本契約は日本法に準拠する。

2 本契約につき紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲及び乙は、信義誠実の原則に従い協議するものとする。

以上、甲および乙は、本契約締結の証として本書 2 通を作成し各自権限者が記名押印のうえ各 1 通ずつを保有する。

令和 年 月 日

(甲) 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号
警察庁サイバー警察局サイバー企画課長
阿久津 正好

(乙)

関係者名簿

令和 年 月 日

警 察 庁 殿

住所

会 社 名

代 表 者 名

「事案対処用ネットワーク基盤」の事項に係る関係者名簿について、下記のとおり報告します。

記

[illegible]

令和7年6月6日

執行条件書

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 品名 | 事案対処用ネットワーク基盤 |
| 2 | 数量 | 1式 |
| 3 | 仕様 | 警察庁と秘密保持契約を締結した者に対し、仕様書を提示する。 |
| 4 | 保証期間 | 12ヶ月 |
| 5 | 納入期限 | 令和8年3月27日 |
| 6 | 検査 | 本庁検査官立合の上、本庁指示の方法により検査を受け、これに合格しなければならない。 |
| 7 | 部分払の有無 | 無 |